一般社団法人三重県建築士会 継続雇用規程

令和2年 2月 7日制定

(目的)

- 第1条 この規程は、定年退職者の豊富な職務経験を活用するために実施する継続雇用に 関して、その運用等の基本的な事項を定めることにより、定年退職者の生活の安定を図 ることを目的とする。
- 2 この規程に定めのない事項については、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律、労働基準法及びその他関連法令の定めるところによる。

(適用範囲)

第2条 この規程は、定年年齢まで勤務した職員に適用する。

(事前通知)

第3条 建築士会は、職員が定年に達した日の属する会計年度の11月末までに、満65歳 定年時において、次条第1項の基準に該当することが見込まれること、又は基準に該当 しないことを事前に通知する。

(継続雇用の対象者)

- 第4条 本人が引き続き勤務することを希望し、就業規則第24条に規定する解雇事由に該当しない者であって、次の各号に掲げる基準(以下、「基準」という。)を満たした者については、満70歳の誕生日の属する会計年度の翌年度5月末まで継続雇用することができる。
 - ① 定年退職後も建築士会で勤務に精通し、かつ意欲のある者
 - ② 継続して勤務5年以上の者
 - ③ 過去5年間の勤務評価の結果が各年において著しく悪くない者
 - ④ 過去5年間に出勤停止以上の懲戒処分を受けていない者
 - ⑤ 退職前1年以内に健康診断を受け、要注意以上の所見が含まれていない者
 - ⑥ 自宅若しくは自己の用意する住居より通勤可能である者
 - 2 前項に該当しない場合でも、建築士会が特別に必要と認めたときは、継続雇用する ことがある。

(継続雇用の申し出)

第5条 第3条により基準に該当するすることが見込まれるとして事前通知を受けた者で、 継続雇用の適用を受けようと希望する者は、会計年度の2月末までに建築士会に申し出 なければならない。

(勤務形態)

- 第6条 勤務形態は次に掲げるものの中で、定年時の本人の能力・技能・経験、及び健康 状況、そして本人の希望等を勘案して建築士会が決定する。
 - ① 日給又は月給のフルタイム勤務
 - ② 日給又は時間給のパートタイム勤務

(継続雇用期間の原則)

第7条 継続雇用期間は、原則として1年毎の更新とする。

(継続雇用期間の更新)

- 第8条 第4条第1項の基準をすべて満たして、継続雇用された者が、次の契約の更新時において、第4条第1項の第3号から第6号のいずれかを満たさない者については、継続雇用期間の更新は行わない。ただし、基準を満たさない場合であっても、建築士会が特別に必要と認めたときは継続雇用期間の更新を行うことがある。
 - 2 前項の契約更新の有無は、継続雇用期間終了3ヶ月前までに事前に通知する。
 - 3 前項により続雇用期間更新の対象に該当するとして通知を受けた者で、更新を希望 する者は、続雇用期間が終了する 2 ヶ月前までに、建築士会に申し出なければならな い。
 - 4 契約更新後の労働日・労働時間、及び賃金などの労働条件は、更新時における能力・ 技能・実績、及び健康状態などを総合的に勘案して個別に決定する。

(給与)

第9条 給与は、勤務形態、本人の能力・技能・経験、及び健康状態などを総合的に勘案 して個別に決定する。

(役職者の継続雇用の取り扱い)

第 10 条 定年退職時において役職を任命されていた者は、定年退職日をもって役職は終 了するものとし、継続雇用後に役職は引き継がないものとする。ただし、建築士会が特 に必要と認めたときは、役職を継続して任命することができる

(継続雇用後の業務)

- 第 11 条 継続雇用後の業務は、定年時の業務を原則とするが、建築士会の事情を考慮してその都度個別に決定する。
 - 2 前項の継続雇用後の業務は、建築士会の事情を考慮して、継続雇用期間の途中においても変更することができる。

(契約の更新)

(退職及び解雇)

第13条 退職及び解雇は、就業規則の定めによる。

(規程の改廃)

第14条 この規程の改廃は、総務委員会に諮り理事会の決議による。

附則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。